

会員 各位

一般社団法人玉名郡市医師会  
新型コロナウイルス対策委員会  
委員長 佐々木 浩

## 新型コロナウイルス感染症対応フローについて

平素より医師会活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にも一定の落ち着きが見られ、緊急事態宣言の解除が全国的に進んでいます。国民に犠牲を強いた感染拡大防止対策が一定の効果をもたらしたとの評価もあります。

しかし、活動自粛要請の解除を受けて人の動きも活発化する中で、感染拡大が再燃するリスクも高く、また、今秋から冬にかけて再び感染拡大の恐れが指摘されるなど、現段階ではまだまだ楽観できない状況です。

この度、熊本県医師会より新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改定に伴う対応について事務連絡がありました。また、5月21日（木）から、新たに「新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（コールセンター）」を設置することとなり、熊本県において今後使用する対応フローが作成（変更）されましたので送付いたします。（別紙参照）

なお、昨日有明保健所で開催されました「有明地域新型コロナウイルス感染症医療体制検討会議（第4回）」において、医療機関からの相談は従来どおり「帰国者・接触者相談センター」で対応するとの回答をいただきました。

先生方が新型コロナウイルス感染症を疑われる場合は、これまでのとおり「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上、「帰国者・接触者外来」への紹介となりますので念のため申し添えます。

### 《新型コロナウイルス感染症対応フローの変更について》

1. 各医療機関からの相談先は従来どおり「帰国者・接触者相談センター」となります。
2. 有明管内における PCR 検査は、現時点では行政検査のみであり、これまでどおり「帰国者・接触者相談センター」を通じて、「帰国者・接触者外来」を受診し、医師により検査が必要と判断した場合に限られます。
3. 玉名郡市においては公立玉名中央病院の発熱・風邪症状外来が当面継続される予定です。別紙、「公立玉名中央病院 発熱・風邪症状外来紹介フローVer 4」をご参照下さい。

熊医発第298号  
健危管第219号  
令和2年（2020年）5月20日

各郡市医師会長 }  
各保健所長 } 様

公益社団法人熊本県医師会会長  
熊本県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改定に伴う対応について（通知）

このことについて、令和2年（2020年）5月8日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり事務連絡がありました。また、5月21日（木）から、各保健所（熊本市保健所を除く。）の相談業務を集約するため、新たに「新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（コールセンター）」を設置することとなりました。

このことにより、同日以降、熊本市以外の地域で使用いただく対応フローを作成しましたので送付します。

各郡市医師会及び各保健所におかれましては、各圏域内の医療機関に改定後の相談・受診の目安及び本対応フローを周知いただくとともに、地域における医療・検査体制の更なる充実に向け、取組みを進めていただきますようお願いいたします。

おって、改定後の相談・受診の目安、新たに設置するコールセンター及び本対応フローについては、県ホームページへの掲載等の方法により、県民への周知を行うこととしていることを申し添えます。

公益社団法人熊本県医師会  
担当：平塚、鬼海  
電話：096-354-3838  
熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
公衆衛生対策チーム  
（熊本県健康福祉部健康危機管理課）  
担当：山田、松田  
電話：096-333-2630 / 2240

# 新型コロナウイルス感染症対応フロー（熊本市除く / 5月21日版）

新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（以下いずれかに該当する場合）

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある

重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある

上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く

「患者の濃厚接触者」「新型コロナウイルス感染症のクラスターの一員」に該当する  
発熱の有無及び最終接触日からの経過日数は問いません。

## 専用相談窓口（コールセンター）

TEL：096-300-5909

相談受付

症状等なし

完結

何らかの  
症状等あり

疑似症の要件【ア】【イ】【ウ】又は患者の濃厚接触・クラスターの一員の該当有無確認

必要に応じ専用相談窓口へ再相談

非該当

電話前における  
医療機関受診有  
無の確認

受診なし

かかりつけ医  
等一般医療機  
関へ電話し受  
診予約

かかりつけ医等一般医療  
機関での診察 / 必要な鑑  
別を行うとともに疑似症の  
要件【エ】【オ】の該当有  
無について判断

該当

受診あり

受診時の鑑別  
有無

鑑別なし

鑑別あり

必要に応  
じ再受診

非該当

該当

自宅で静養

直接受診不可  
電話で症状を伝え  
**必ず予約**  
をすること

## 帰国者・接触者相談センター（各保健所）

帰国者・接触者外来の受診調整

かかりつけ医等一般医療機関を直接受診し、  
疑似症の要件のいずれかに該当かつ鑑別を  
実施した結果いずれも陰性の場合

## 帰国者・接触者外来

疑似症の要件に合致することを確認

発生届提出  
～検査

感染症指定医療機関  
入院治療

相談する目安の補足や疑似症の要件等の詳細は、裏面参照。

### 1：相談する目安の補足

- 重症化しやすい方：高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患のある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。
- 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に早めにご相談ください。
- 症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。
- この目安は、相談・受診する目安です。検査については医師が個別に判断します。

### 2：クラスターについて

「クラスター」は、報道などで広く認知されているもののほか、患者と時間を共有した場所の密室の度合いや人の密集度により個別に判断するものも含まれます。

### 3：鑑別（例）

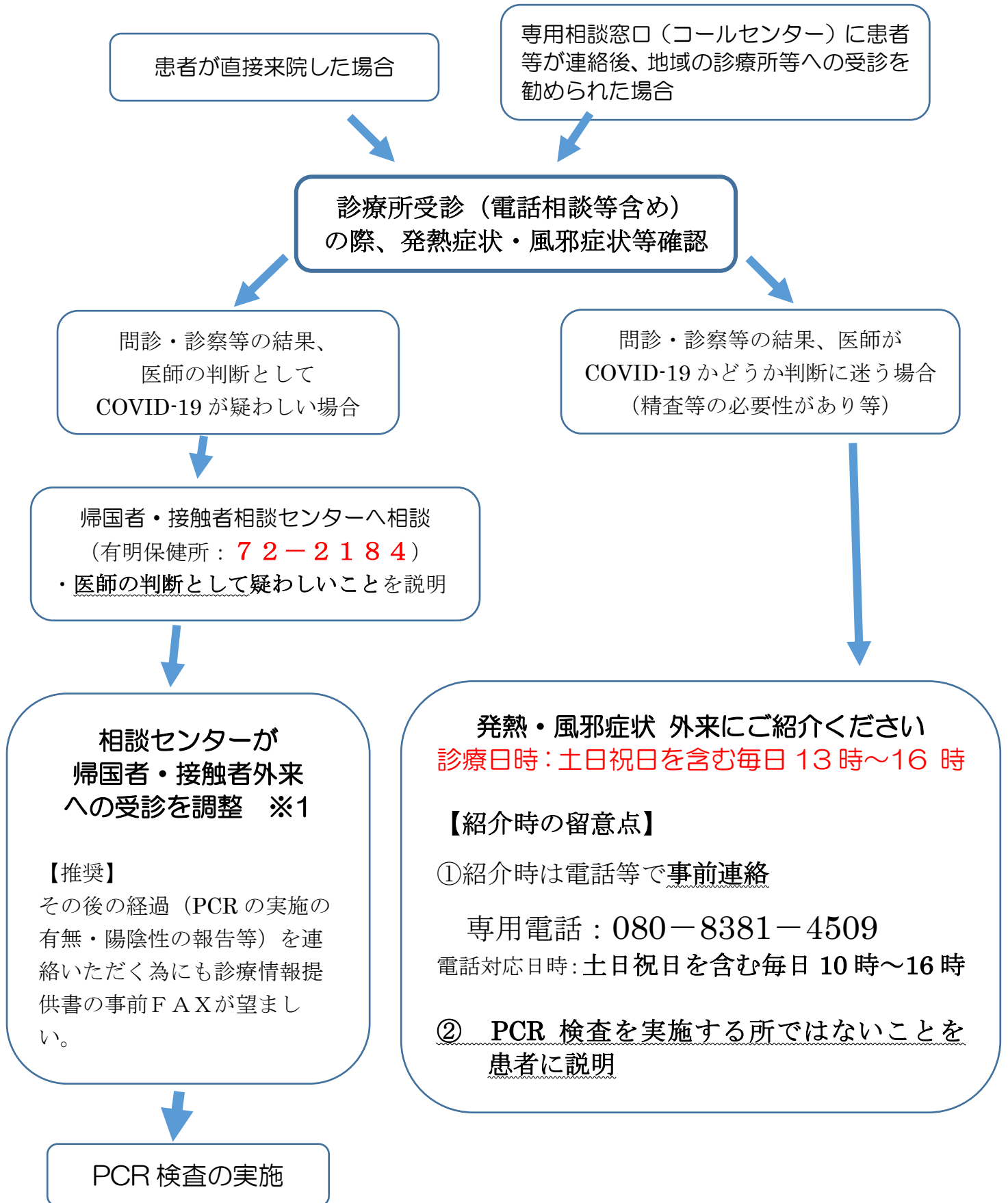
- ・季節性インフルエンザ迅速検査
- ・その他検査可能な迅速検査（RSウイルス、マイコプラズマ、ヒトメタニューモ、溶連菌、肺炎球菌等）
- ・すべての鑑別を求めるものではありません。

### 4：疑似症の要件（令和2年5月13日付け健感発0513第4号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

- 【ア】発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- 【イ】37.5 以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの
- 【ウ】37.5 以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- 【エ】発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの
- 【オ】アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの
  - ・37.5 以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
  - ・新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
  - ・医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

# 公立玉名中央病院 発熱・風邪症状外来 紹介フローVer 4

(医師からの発熱症状等の患者紹介時における流れ)



※1：5/20の有明保健所との協議にて、相談センターが帰国者・接触者外来の調整を行う場合、調整先の帰国者・接触者外来（医療機関）がどこになるかを先生方にお教えいただくことは了解をいただいております。相談時に『紹介状を送るので、どこの帰国者・接触者外来に調整となったかを教えてください』と一言申し添え下さい。